

事業概要

令和6年度版

(令和5年度実績)



堺市環境事業部

目次

第1章 総説

1 概説	1
2 機構	2
3 所管施設	3

第2章 ごみ処理事業

1 概説.....	7
2 ごみ処理体制	9
3 ごみの減量化・リサイクル	15
4 堺市廃棄物減量等推進審議会	24

第3章 まち美化推進事業

1 まち美化の推進	25
2 不法投棄対策	25
3 路上喫煙等対策	26
4 あき地の適正管理	29

第4章 し尿処理事業

1 概説.....	30
2 し尿処理体制	30
3 公衆便所	30

参考資料

1 ごみ処理状況	資料編 1
【表 1-1】ごみ総排出量の推移	資料編 1
【表 1-2】清掃工場搬入量の推移	資料編 2
【表 1-3】生活ごみ・粗大ごみ収集量の推移	資料編 2
【表 1-4】破砕処理施設における搬入量の推移	資料編 2
【表 1-5】最終処分場(フェニックス)搬入量の推移	資料編 3
【表 1-6】リサイクル量の推移.....	資料編 3
【表 1-7】リサイクル量の内訳(缶・びん)の推移	資料編 4
【表 1-8】ごみ・資源物処理経費の推移	資料編 4
【図 1-1】令和 5 年度ごみ処理体系.....	資料編 5
2 し尿処理状況.....	資料編 6
【表 2-1】し尿・浄化槽汚泥施設別処理量の推移	資料編 6
【表 2-2】最終処分場(フェニックス)搬入量の推移	資料編 6
【表 2-3】し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移	資料編 6
【図 2-1】令和 5 年度し尿処理体系	資料編 7
3 ごみに関する各種調査結果	資料編 8
4 手数料	資料編 10

【注意】

※ 記載内容については、特に記載がない限り、令和 6 年 3 月 31 日現在です。

※ 記載の数値については、端数処理により、合計等があわない場合があります。

第1章 総説

1 概説

(1) ごみ処理事業

今日の大量生産・大量消費型の社会経済システムは、大量廃棄型の社会を形成し、化石燃料の大量消費による地球温暖化や大規模な資源採取による自然破壊など様々な地球環境問題をもたらすとともに、最終処分場のひっ迫や不適正処理の増加など、深刻な廃棄物問題を引き起こしています。このため、事業活動や市民生活の全般を通じて資源の循環的利用を徹底することにより、環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」の形成が求められています。

本市では、平成28年3月に、『ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」』を基本理念とする第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定しました。計画では、令和7年度を目標年度として、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性や、ごみの減量化・リサイクルの目標値を定めました。令和2年度に中間目標年度を迎えたため、各目標値の達成状況などを踏まえて、第3次堺市一般廃棄物処理基本計画を改定しました。なお、同計画の改定にあたり、堺市生活排水処理基本計画を整理・再編し生活排水編として統合しました。

また、近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、全国各地で様々な災害が発生しており、本市周辺においても、近い将来、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の発生が懸念されています。これら大規模災害発生時における市民の健康・環境衛生面での安全・安心の確保や迅速な災害復旧を図るため、平成29年3月に堺市災害廃棄物処理計画を策定(令和4年3月に改定)し、平時から災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実施に向けた取組も進めています。

今後も、環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」の形成を図り、将来世代に良好な環境を引き継ぐため、ごみに関わる多様な主体の連携・協働のもと、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理の取組を進めます。

(2) まち美化推進事業

本市では、市民の生活環境の保全及び向上を目的として、平成13年に「堺市まちの美化を推進する条例」を制定し、市民・事業者との三者協働による美化・啓発活動など、きれいで快適なまちづくりに取り組んでいます。

また、平成21年10月には、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的に「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を制定し、「路上喫煙等禁止区域」の指定や喫煙マナー等の向上の啓発活動などを行うことで、他人の身体を害するおそれのある喫煙の防止や環境美化の促進を図っています。

さらに、平成26年には、「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」を指定し、重点的に啓発活動を展開しています。今後も引き続き、市民・事業者と協働した取組を続けます。

(3) し尿処理事業

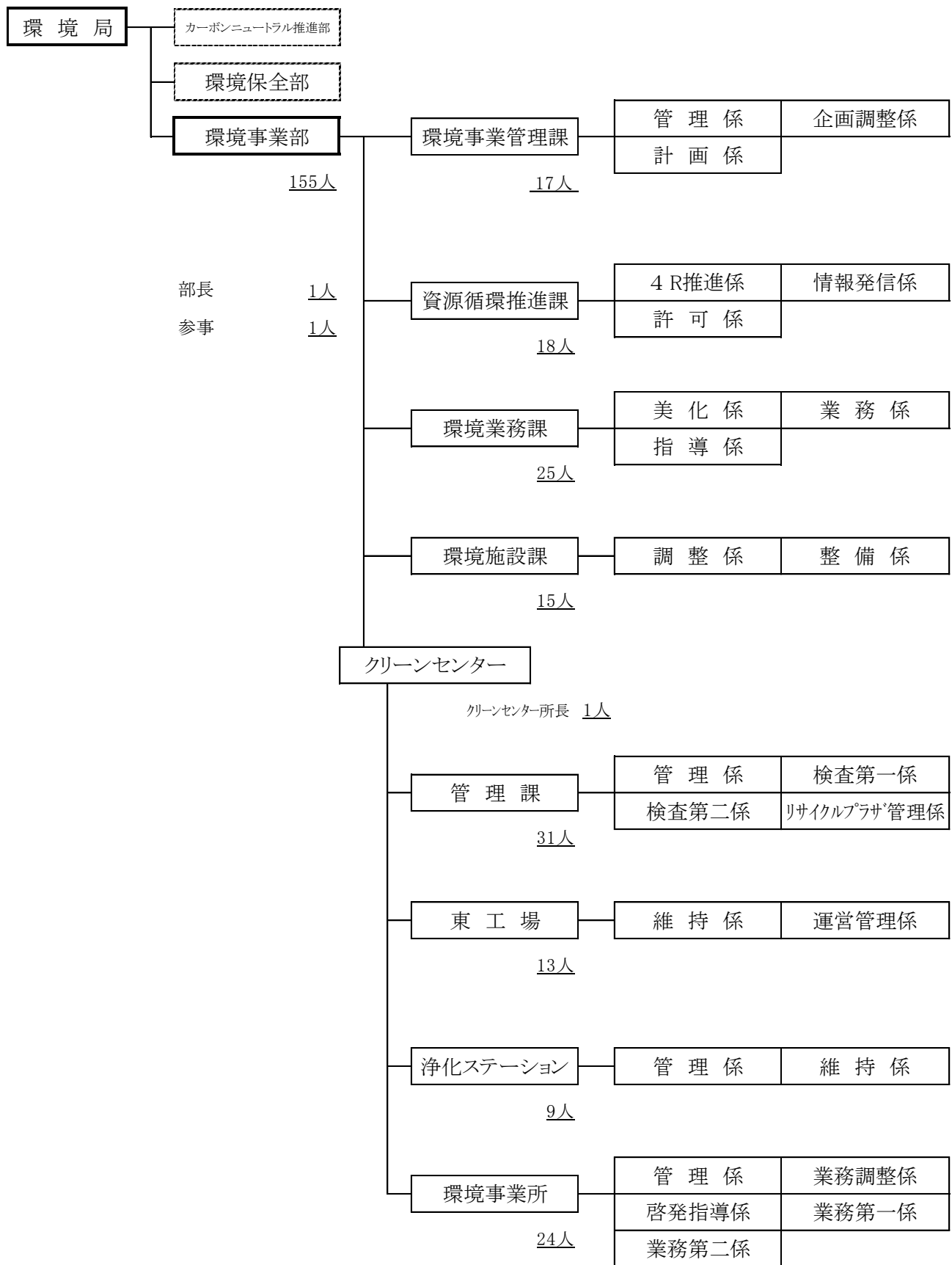
市内で発生するし尿は、生活環境の保全と公衆衛生の維持・向上のため、平成25年3月に策定した堺市生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道による処理を基本とし、下水処理場で処理を行い、きれいな処理水として川や海に返しています。

令和2年度の第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定にあたり、堺市生活排水処理基本計画を整理・再編し、同計画に生活排水編として統合しました。

環境事業部では、直接公共下水道へ放流できないくみ取り便所のし尿及び浄化槽汚泥等を収集し、下水処理場等に搬入しています。

公共下水道の整備や水洗便所の普及により、し尿収集量は年々減少傾向にありますが、今後も市内の環境と水質保全のため、適正なし尿処理を行います。

2 機構



3 所管施設

(1) ごみ処理施設

① 直営収集部門

名 称	クリーンセンター環境事業所
所 在 地	南区赤坂台 5 丁 41 番 1 号 ☎ 072-273-2672
竣 工 年 月 日	平成 10 年 2 月 26 日



クリーンセンター環境事業所

② 処理部門

(ア) 焼却処理施設

名 称	クリーンセンター東工場 第一工場	クリーンセンター東工場 第二工場	クリーンセンター 南工場
所 在 地	東区石原町 1 丁 102 番地 ☎ 072-252-0815		南区御池台 5 丁 1 番 1 号
竣 工 年 月 日	昭和 52 年 3 月 31 日	平成 9 年 3 月 31 日	昭和 48 年 3 月 31 日
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉		
処 理 能 力	300t/日 (150t/日×2 炉)	460t/日 (230t/日×2 炉)	450t/日 (150t/日×3 炉)
発 電 方 式	—	蒸気タービン発電 12,600kW ガスタービン発電 4,100kW 最大出力合計 16,700kW	—

(注) クリーンセンター東工場第一工場 1 号炉及びクリーンセンター南工場については、休止しています。



クリーンセンター東工場第一工場



クリーンセンター東工場第二工場

名 称	クリーンセンター臨海工場
所 在 地	堺区築港八幡町 1 番地 70 ☎ 072-282-7400
竣 工 年 月 日	平成 25 年 3 月 31 日
処 理 方 式	シャフト炉式全連続ガス化溶融方式
処 理 能 力	450t/日 (225t/日×2 炉)
事 業 方 式	PFI(BTO 方式)
受 託 業 者	(株)堺クリーンシステム
発 電 形 式	蒸気タービン発電 13,500kW ガスエンジン発電 815kW×3 基 最大出力合計 15,945kW



クリーンセンター臨海工場

(イ) 破砕処理施設

名 称	クリーンセンター東工場 第一破砕施設	クリーンセンター東工場 第二破砕施設		クリーンセンター 臨海工場
所 在 地	東区石原町 1 丁 102 番地 ☎ 072-252-0815			堺区築港八幡町 1 番地 70 ☎ 072-282-7400
竣工年月日	昭和 54 年 3 月 31 日	平成 9 年 3 月 31 日	平成 30 年 7 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日
処 理 方 式	衝撃・せん断・圧縮・摩擦 による複合式	せん断式	衝撃・せん断・圧縮・ 摩擦による複合式	せん断式
処 理 能 力	100t/日 (5 時間)	50t/日 (5 時間)	60t/日 (5 時間)	16t/日 (5 時間)
事 業 方 式	—			PFI(BTO 方式)
受 託 業 者	—			(株)堺クリーンシステム

(注)クリーンセンター東工場第一破砕施設については、休止しています。

(ウ) 最終処分場

名 称	南部処理場		
区 分	埋立処分地		
	旧処分地	第 1 期	第 2 期
所 在 地	南区畑 1344 番地		
埋 立 容 量	403,000 m ³	194,600 m ³	466,100 m ³
形 式	管理型		
埋 立 期 間	昭和 53 年 11 月～ 昭和 63 年 10 月	昭和 63 年 11 月～ 平成 4 年 9 月	平成 4 年 10 月～ 平成 21 年 3 月

(注) 1. 平成 20 年 9 月の搬入停止後は、大阪湾広域臨海環境整備センターに全量搬入しています。

2. 旧処分地の一部は、暫定的に多目的広場として活用しています。

名 称	南部処理場
区 分	浸出処理施設
処 理 能 力	500 m ³ /日
処 理 方 式	長時間曝気活性汚泥法



南部処理場

(エ) 資源化施設

名 称	リサイクルプラザ
所 在 地	中区深井畑山町 30 番地 1 ☎ 072-279-7953
竣 工 年 月 日	平成 7 年 7 月 31 日
処 理 方 式	機械選別方式及び手選別方式
処 理 能 力	30t/日 (5 時間)



リサイクルプラザ

名 称	貯留施設
所 在 地	東区石原町 1 丁 102 番地 (クリーンセンター東工場内) ☎ 072-252-0815
竣 工 年 月 日	平成 21 年 9 月 24 日
貯 留 容 積	2,204 m ³



貯留施設

(2) し尿処理施設

前処理施設

名 称	クリーンセンター浄化ステーション
所 在 地	西区草部 1120 番地 1 ☎ 072-271-1493
竣 工 年 月 日	平成 16 年 9 月 10 日
処 理 方 式	前処理＋下水圧送
処 理 能 力	し 尿 180kL/日 浄化槽汚泥 100kL/日



クリーンセンター浄化ステーション

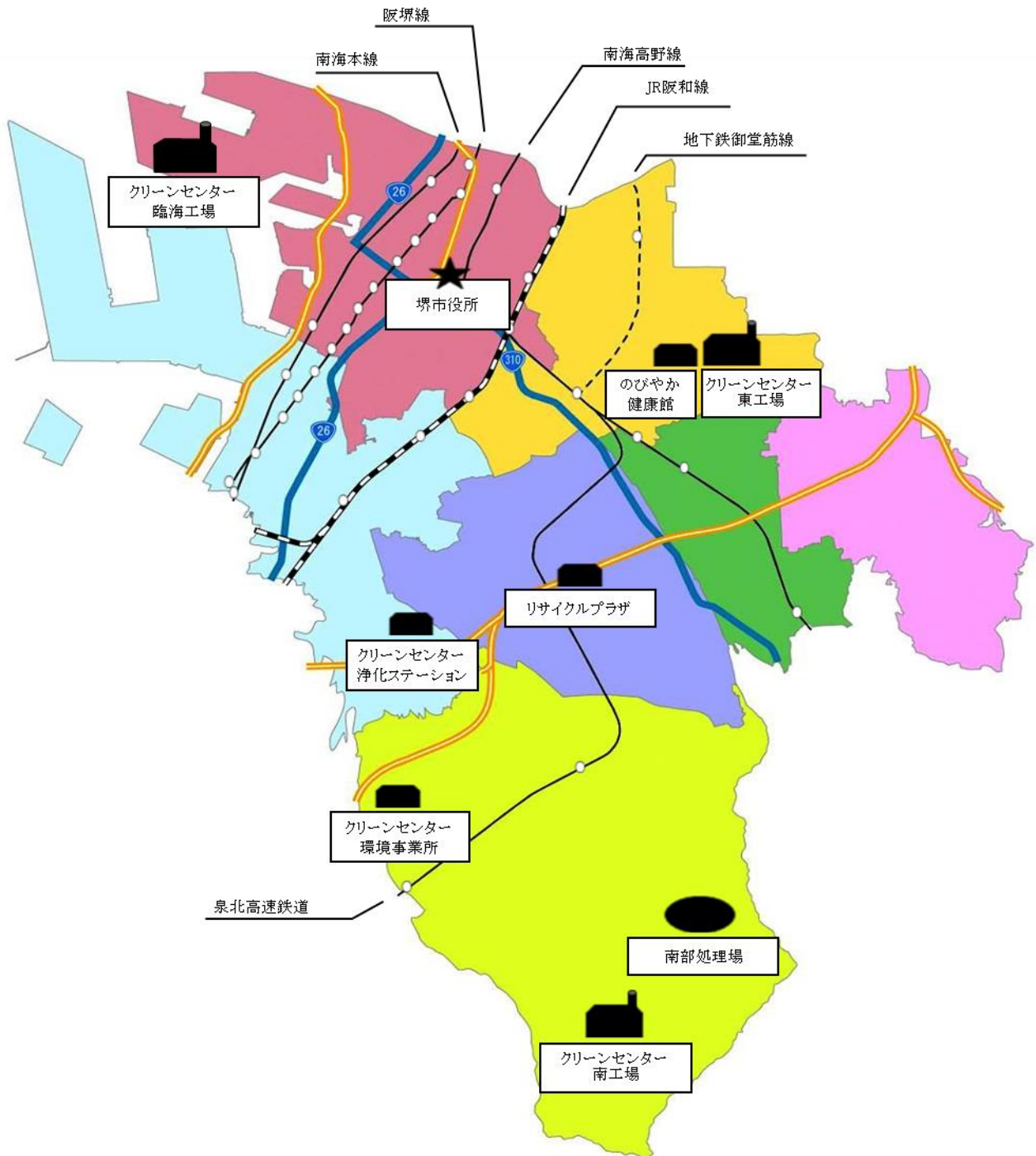
(3) 余熱利用施設

名 称	のびやか健康館
所 在 地	北区金岡町 2760 番地 1 ☎ 072-246-5051
供 用 年 月 日	平成 16 年 4 月 1 日
事 業 方 式	公設民営方式(指定管理)
施 設 運 営 主 体	(株)COSPA ウエルネス



のびやか健康館

(4) 施設配置図



【各区域人口・世帯数】

(令和5年9月末現在)

区域	世帯数(世帯)	人口(人)	面積(km ²)	一世帯あたり人口(人)
堺市全域	401,895	818,220	149.83	2.04
堺区	80,590	147,377	23.66	1.83
中区	56,736	119,474	17.88	2.11
東区	40,636	85,955	10.49	2.12
西区	65,020	135,767	28.62	2.09
南区	64,690	134,840	40.39	2.08
北区	76,786	157,215	15.60	2.05
美原区	17,437	37,592	13.20	2.16

(注) 住民基本台帳(外国人住民を含む)による

第2章 ごみ処理事業

1 概説

近年、生活様式の変化やごみ質の多様化など、処理の困難性が増大しています。本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物(ごみ)処理計画に基づき、市内から発生するごみの収集運搬から、中間処理を経て最終処分に至る各過程において、円滑で適正な処理に万全を期すとともに、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者などごみに関わる多様な主体との連携・協働のもと、ごみの減量化・リサイクルの取組を推進しています。

(1) 処理計画

① 堺市一般廃棄物処理基本計画【改定】

(ア) 計画期間

令和3年度から令和12年度まで(中間目標年度:令和7年度)

(イ) 基本理念

『ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」』

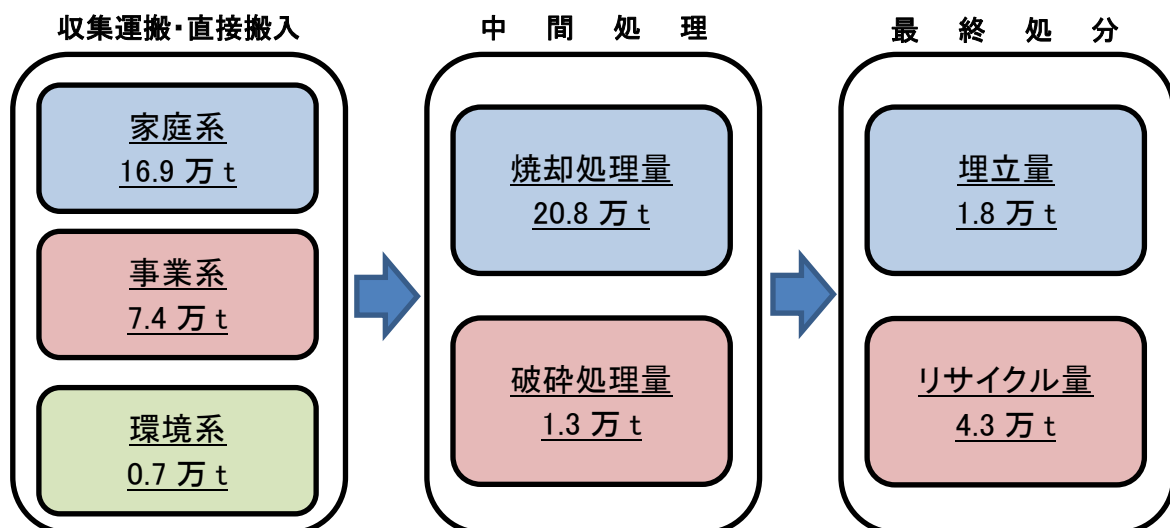
(ウ) 基本方針

1. 4Rのさらなる推進
2. ごみに関わる多様な主体の連携・協働
3. 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

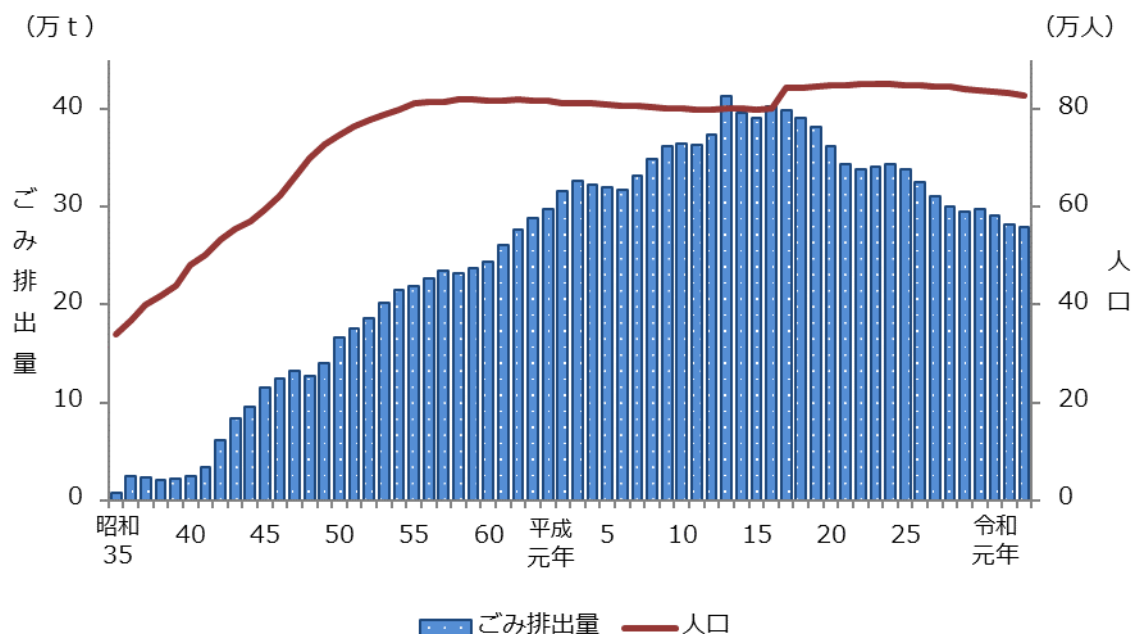
(エ) 計画目標(抜粋)

目標項目	令和元年度 (基準)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
清掃工場搬入量	25.3 万 t	24.1 万 t	22.0 万 t 以下
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	643g	628g	580g 以下
1 日あたり事業系ごみ排出量	235t	222t	213t 以下
分別まちがい率	24.1%	22.7%	20.8%以下
最終処分量	2.4 万 t	2.2 万 t	2.0 万 t 以下

② 堺市一般廃棄物処理実施計画(令和5年度) 計画処理量



(2) ごみ排出量の推移



本市のごみ排出量は、昭和40年代中頃から、泉北ニュータウンへの本格的な入居開始に伴う人口増加や、経済活動の活発化による市民の生活水準の向上に伴い増加していきました。本市では、これらの急増するごみに対応するため、ごみ処理施設の整備を行ってきました。

その後、平成に入り、環境問題への関心やごみ減量化・リサイクル意識が高まり、国において各種リサイクル法等が制定・施行され、本市においても平成9年度に資源ごみ(缶・びん)の収集開始、平成21年度に分別品目(ペットボトル・プラスチック製容器包装・小型金属)を拡大するなど取組を推進してきました。その結果、ごみ排出量は、平成13年度をピークに、現在も長期的に減少傾向が続いています。

また、令和に入り、循環型社会形成に向けた持続可能な社会への取組に対する関心が高まり、国において「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布・施行などが行われました。本市においても令和2年度に「第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定が行われ、更なるごみの減量化・リサイクルへの取組が進められています。

2 ごみ処理体制

(1) ごみの処理主体及び処理方法

種類		収集・運搬			中間処理		最終処分	
		頻度	方式	形態	方法	形態	方法	形態
家庭系 ごみ	生活ごみ	計画収集 (週 2 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	焼 却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	缶・びん	計画収集 (月 2 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	リサイクル	直 営 委 託	—	—
	ペットボトル	計画収集 (月 2 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	リサイクル	委 託	—	—
	プラスチック製 容器包装	計画収集 (週 1 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	リサイクル	委 託	—	—
	小型金属	計画収集 (月 1 回)	各戸・ ステーション	委 託	リサイクル	民 間	—	—
	粗大ごみ (不燃小物類/小型充電電池類)	申込制 (随時)	各戸・ ステーション	直 営 委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	継続ごみ	申込制 (週 6 回)	申込者による	委 託	焼 却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	臨時ごみ	申込制 (随時)	申込者による	委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	蛍光管・ボタン電池・ 水銀体温計等	随 時	拠点回収	直 営 委 託	リサイクル	委 託	—	—
	使用済小型家電※1	随 時	拠点回収	直 営	リサイクル	民 間	—	—
	インクカートリッジ	随 時	拠点回収	直 営	リサイクル	民 間	—	—
事業系 ごみ	直接搬入ごみ	清掃工場に自己搬入			破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	継続ごみ	申込制 (週 6 回)	申込者による	委 託	焼 却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	臨時ごみ	申込制 (随時)	申込者による	委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	許可業者搬入ごみ	各事業者の契約による		許 可	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	直接搬入ごみ	清掃工場に自己搬入			破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
	直接埋立ごみ	(粗大ごみ(不燃小物類)、直接搬入ごみ、 環境美化ごみ等の一部)			清掃工場内に別置き		埋 立	委 託
	庁内古紙	契約等による			リサイクル	民 間	—	—
環境系 ごみ	自主資源化※2	各事業者の契約による			リサイクル	民 間	—	—
	環境美化ごみ	随 時 (申込制)	申込者による	委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋 立	委 託
その他	剪定枝等	契約による			リサイクル	民 間	—	—
	犬・猫等の死体	随時	—	委 託	焼 却	委 託	埋 立	委 託

※1 使用済小型家電として排出できない場合は、粗大ごみ(不燃小物類)として回収

※2 民間の排出事業者(堺市内)が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの

(2) 収集運搬

① 定期的に収集するもの

日常生活に伴って生じるごみ及び資源を、次の(ア)～(オ)のとおり分別して収集しています。

収集方式は、各家庭前で収集する各戸方式、住宅密集地や道路状況等により収集車両が通行できず、各戸収集が困難な場所に適宜集積場を設けて収集するステーション方式、団地等の中高層集合住宅でコンテナボックスを設置して収集するコンテナ方式の3方式で収集しています。(オ)については、各戸方式、ステーション方式の2方式)

(ア) 生活ごみ

家庭から排出される生ごみ類(料理くず、残飯、茶殻等)、木くず(落ち葉、草、竹串等)、紙類(新聞、雑誌、ダンボール等)、布類(衣服等)、プラスチック類(ペットボトル、プラスチック製容器包装を除くもの)、その他可燃物を週2回収集しています。

(イ) 缶・びん

家庭から排出される酒類、飲食料類、調味料類などの缶類・びん類を資源として月2回収集しています。

(ウ) ペットボトル

家庭から排出される酒類、飲料類、調味料類(しょうゆ・みりん等)の容器で、PETマークの付いているものを資源として月2回収集しています。

(エ) プラスチック製容器包装

家庭から排出される商品が入っていた容器や商品を包んでいた包装で、プラマークの付いているもの(容器類、包装類、レジ袋、商品を梱包していた発泡スチロール、くだものネット等)を資源として週1回収集しています。

(オ) 小型金属

家庭から排出される最大辺がおおむね30cm以下で全体の80%以上が金属のもの(家電製品を除く)を資源として月1回収集しています。

② 申込みにより収集するもの

(ア) 粗大ごみ(不燃小物類/小型充電電池類)

家庭から排出されるその最大辺又は径の長さがおおむね30cmを超える耐久消費財等を、申込制により、有料で随時収集しています。

また、不燃小物類(不燃物及び複合物で粗大ごみ品目でない最大辺が30cm以下のもの※)を、申込制により、無料で随時収集しています。

(※ 茶碗・花瓶などの陶磁器類、電球(電球型蛍光灯除く)、オイル缶、塗料スプレー、乾電池等)

(イ) 継続ごみ

家庭から排出される生活ごみ及び事業所から排出される事業系一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず等)について、毎日の収集を希望する場合は、申込制により、月曜日から土曜日までの週6回(年始を除く)、有料で収集しています。

【継続ごみ件数等の推移】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系	申込件数(件) ^{※1}	221	217	207	205	199
	延個数(個) ^{※2}	6,934	6,856	6,850	6,731	6,577
事業系	申込件数(件) ^{※1}	1,486	1,428	1,413	1,399	1,388
	延個数(個) ^{※2}	52,047	51,528	51,035	50,933	51,435
合計	申込件数(件) ^{※1}	1,707	1,645	1,620	1,604	1,587
	延個数(個) ^{※2}	58,981	58,384	57,885	57,664	58,012

※1 件数は、各年度末現在です。

※2 延個数は、年間申込個数です。

(ウ) 臨時ごみ

引越し、冠婚葬祭、植木の枝・葉刈り等で家庭から臨時的に排出されるごみ及び事業所から臨時的に排出される事業系一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず等)については、申込制により、排出者立会のもと有料で収集しています。

③ 拠点回収

(ア) 使用済小型家電

本庁・区役所(7か所)、市内の協力店舗(15か所)に回収ボックスを設置し、無料で回収しています。

(イ) 水銀使用廃製品等(蛍光管・水銀体温計等)

市の公共施設や市内協カスーパーなど回収ボックスを設置する回収ボックス設置拠点(36か所)と、市内電気店、ホームセンターなどの回収協力店(47か所)の店頭で無料回収しています。回収品目は、回収ボックス設置拠点及び回収協力店で異なります。

(ウ) インクカートリッジ

本庁・区役所(7か所)、市内の協力店舗(19か所)に回収ボックスを設置し、無料で回収しています。

④ 許可業者による収集運搬

事業所から排出される事業系一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず※、繊維くず等)については、市による臨時・継続ごみ収集のほか、一般廃棄物収集運搬業許可業者(82者、うち実験動物の死体及びふん尿の許可業者1業者)が収集しています。

※ 令和6年1月1日からはリサイクルできない紙類

⑤ 清掃工場への直接搬入

家庭系ごみについては、市内の家庭の生活に伴い、自ら(親族)が排出し、自ら(親族)が持ち込むもので、収集以外に臨時的に排出されるごみ(搬入禁止物^{※1}を除く)を、直接清掃工場に搬入することができます。また、事業系ごみについては、市内において、事業活動に伴い排出されるごみで一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず^{※2}、繊維くず等)に限ります。

※1 テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)、消火器、バイク、タイヤ、充電式電池、ピアノ、バッテリー、耐火金庫、プロパンガス・農薬・劇薬・シンナー・灯油・ガソリンなどの発火性・毒性危険物、蛍光管・乾電池・ボタン電池・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計などの水銀使用廃製品等

※2 令和6年1月1日からはリサイクルできない紙類

【搬入時間】

受入先	時間
クリーンセンター東工場	毎日 午前11時30分～午後4時30分
クリーンセンター臨海工場	毎日 午前8時30分～午後4時30分

(注) 年末年始及び施設点検日を除く

⑥ 環境美化ごみ

市民によるボランティア清掃活動等により排出されるごみや不法投棄されたごみについては、環境業務課又は各区自治推進課への申込み(無料)により、随時収集しています。

【環境美化ごみ収集件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不法投棄	2,509	2,934	2,649	2,328	1,951
町会清掃	3,276	2,668	2,735	3,051	3,522
合計	5,785	5,602	5,384	5,379	5,473

⑦ 収集運搬に関する取組

(ア) ごみ袋の透明化

平成12年5月から、ごみに対する市民意識の高揚によるごみ分別の徹底及びごみの減量化とリサイクルの推進、並びに収集時における作業員の安全確保のため、生活ごみ及び資源に使用するごみ袋の透明化(無色透明又は白色半透明)を実施しています。

また平成25年4月から、清掃工場に直接搬入されるごみについても、搬入物の中身を容易に検査・確認できるよう、ごみ袋の透明化(無色透明又は白色半透明)を実施しています。

(イ) 啓発シール等による指導

家庭ごみの不適正排出(生活ごみの日に缶・びんが排出されているなど)があった場合、ごみ袋に啓発シールを貼り付けたうえで収集しないことやチラシの配布を行うことなどにより、不適正排出の是正を図っています。

(ウ) ふれあいサポート収集

平成13年7月から粗大ごみの「ふれあい収集事業」(申込制)を実施していましたが、令和2年5月より、生活ごみ・資源等の収集(申込制)とあわせて、「ふれあいサポート収集」と改称して、ごみ出し支援施策を実施しています。ホームヘルパーの介護を受けている65歳以上の高齢者、身体障害者手帳等の交付を受けている方、70歳以上で要介護者又は要支援者の認定を受けている方(粗大ごみに関しては、70歳以上の方のみで構成された世帯)で、自らごみを所定の場所まで持ち出すことが困難で、家族又は近隣世帯の協力が得られない方を対象に、粗大ごみ(原則6点以内)については、第三者立ち会いのもと、職員が屋内から運び出し、生活ごみ・資源等については、ステーション利用世帯等を対象に玄関前で収集しています(ただし、粗大ごみは処理手数料、生活ごみ・資源等は専用のごみ箱設置の利用者負担あり)。

【ふれあいサポート収集申込件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
粗大ごみ	352	177	230	332	423
生活ごみ・資源等		56	70	66	74

(エ) 搬入物検査

各清掃工場に検査係を設置し、搬入物検査やごみの適正処理に関する指導・啓発を行っています。

(3) 中間処理

① 焼却処理

クリーンセンター東工場第一工場、第二工場及び臨海工場の3つの焼却処理施設にて、家庭から排出される生活ごみ等の焼却又は溶融処理を行っています。各焼却処理施設では、排水・排ガス処理設備等を設置し、公害防止に万全の対策を講じています。

クリーンセンター臨海工場では、溶融処理により生成される溶融固化物(スラグ・メタル)をリサイクルしています。

また、各焼却処理施設では、焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用を図っています。クリーンセンター東工場第一工場及び第二工場では、蒸気を各工場内の給湯・暖房に利用するほか、外部施設に供給(売却)しています。更に、クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場では廃棄物発電を行っており、清掃工場で使用する電力を賄うとともに、余剰電力を電気事業者及び外部施設に供給(売却)しています。

【エネルギー供給先】

工場	余熱利用方法	外部供給先等
クリーンセンター東工場(第一工場)	蒸気外部供給	民間会社
クリーンセンター東工場(第二工場)		蒸気タービンによる発電
	電気事業者	
		市立のびやか健康館
クリーンセンター臨海工場	蒸気タービンによる発電	電気事業者

【廃棄物発電実績の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総発電量(MWh)	124,566.68	122,407.45	116,134.54	115,649.05	110,318.77
自家消費量(MWh)	42,641.29	43,072.18	44,204.17	42,371.18	41,778.77
売電量(MWh)	82,839.67	79,652.24	73,244.49	73,678.83	69,375.25
売電額(百万円)	1,234.63	1,156.37	980.67	1,175.79	1,297.88
買電量(MWh)	914.28	316.97	1,314.12	400.96	835.25

② 破碎処理

家庭から排出される粗大ごみ等は、クリーンセンター東工場及び臨海工場内の破碎処理施設で破碎した後、焼却又は溶融処理しています。なお、クリーンセンター東工場では、破碎処理後、鉄類等を選別し、再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

③ 資源化

リサイクルプラザでは、分別収集した缶・びんを搬入し、缶はアルミとスチールに、びんは無色・茶色・その他の色・混みガラスにそれぞれ選別した後、再資源化事業者等に引き渡しています。なお、処理能力超過分については、再資源化事業者にて直接リサイクルしています。

貯留施設(クリーンセンター東工場内)では、分別収集したペットボトル、プラスチック製容器包装を搬入し、一時貯留し、民間処理施設で選別・圧縮・梱包等の中間処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡しています。また、分別収集した小型金属も同貯留施設に搬入し、異物除去をした後、再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

また、拠点回収した蛍光管、ボタン電池、水銀体温計等は、水銀を適正に回収可能な民間事業者に処理を委託し、選別・破碎・水銀回収等の中間処理をした後、ガラス、金属等をリサイクルしています。

(4) 最終処分

焼却残渣、及び環境美化ごみ等のうちがれき・ブロック等の不燃物は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックス)に埋立処分を委託しています。

また、現在搬入を停止している南部処理場については、適正な維持管理を実施しています。

(5) その他

① 亡くなった犬や猫などの小動物の引き取り

犬や猫などの小動物の死体を、申込制による引き取り(有料。飼い主不明の場合は無料)又は市役所本庁舎への持ち込み(無料)ののち、焼却しています。また、令和2年6月からは希望者に対し、動物専用炉を有する民間業者に委託し、動物専用炉での焼却を開始しました(有料)。

【亡くなった犬や猫などの小動物等回収数の推移】

(単位: 体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
引き取り	4,927	5,386	4,319	4,128	3,842
有料分	731	1,155 (944)	780 (516)	729 (487)	637 (412)
無料分	4,196	4,231	3,539	3,399	3,205
持ち込み	2,980	2,596	2,712 (935)	2,837 (944)	3,047 (617)
合計	7,907	7,982 (944)	7,031 (1,451)	6,965 (1,431)	6,889 (1,029)

※()内の数字は動物専用炉で焼却した数を表しています。

② 適正処理困難物対策

自主回収ルート、広域処理システムの確立等、適正処理の確保をめざしています。

③ 特別管理一般廃棄物対策

爆発性、毒性、感染性があり、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある特別管理一般廃棄物については、生活ごみ等の他の一般廃棄物とは異なった基準で処理する必要があるため、製造者・排出事業者・市民への指導の徹底と協力を得ながら、適正処理体制の確立をめざしています。

④ 災害廃棄物対策

平成29年3月策定(令和4年3月に改定)の堺市災害廃棄物処理計画に基づき、同計画の詳細な取扱い等を定めたマニュアルの作成や、市職員に加えて関係者、専門家も交えた研修・訓練、民間事業者との連携・協力体制の構築・拡充等に取り組んでいます。

3 ごみの減量化・リサイクル

【堺・ごみ減量4R大作戦の実施】

令和4年7月から令和6年3月までを市全体でごみ減量に集中的に取り組む期間と位置づけ「堺・ごみ減量4R大作戦」を実施しました。

○主な取組

(ア) 情報発信の強化

- ・『ゴルゴ13』とコラボレーションしたリーフレット・ポスター、南海バスの車内広告をはじめ、4Rの周知を強化
- ・事業系一般廃棄物減量ブック・事業者向けリーフレットを活用し、排出事業者へ周知
- ・4Rに関する行動を1日で体験できるイベント「4RアクションDAY」、食材の端材やリメイク料理のレシピの募集・販売をした「エコレシピコンテスト」、市民から回収した子ども服を市役所・区役所等で無償提供するリユースイベント等の催しを開催
- ・市役所や区役所、商業施設等でパネル展、図書館でブックフェアを実施
- ・Microsoft Power BIを用いて、本市ホームページで目標達成状況を毎月公開し、ごみ排出状況の「見える化」を推進
- ・ごみ収集車でのごみ減量化・リサイクルに関するアナウンスの実施

(イ) 企業との連携

■Reduce (リデュース) に関する連携事業

- ・事業者と連携した食品ロス削減に関するキャンペーン等を実施
- ・フードシェアリングサービス「TABETE」の利用促進

■Reuse (リユース) に関する連携事業

- ・地域情報サイト「ジモティー」を活用した粗大ごみリユース事業や子ども服リユースの取組「ふくふく袋」を実施
- ・ECOMMITと連携したリユース品回収イベントを実施
- ・リユースプラットフォーム「おいくら」の利用促進

■Recycle (リサイクル) に関する連携事業

- ・リネットジャパンリサイクルと連携し、小型家電の宅配便回収の利用を促進

(ウ) 市独自の取組

- ・希望する登録団体に「その他の古紙」回収袋を配布し、古紙の集団回収を促進
- ・ペットボトルの適正排出推進のため、住居形態別にペットボトルの分別周知、残置等の排出指導を実施
- ・事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場搬入を禁止
- ・子ども服リユース事業を実施
- ・「堺エコライフポイント事業」のポイント付与となる環境行動の中にカトラリー類の配布辞退等4Rに関する行動を設定し、リフューズを推進
- ・小型充電電池類等の適正排出推進のため「資源とごみの分別大辞典」を刷新

(1) 分別収集品目のリサイクル

① 缶・びん

リサイクルプラザで、缶はアルミ・スチールに、びんは無色・茶色・その他の色・混みガラスにそれぞれ選別した後、再資源化事業者等にてリサイクルしています。なお、処理能力超過分については、再資源化事業者にて直接リサイクルしています。

② ペットボトル

貯留施設(クリーンセンター東工場内)で一時貯留し、民間処理施設で選別・圧縮・梱包等の中間処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、リサイクルしています。

③ プラスチック製容器包装

貯留施設(クリーンセンター東工場内)で一時貯留し、民間処理施設で選別・圧縮・梱包等の中間処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、リサイクルしています。

④ 小型金属

貯留施設(クリーンセンター東工場内)に搬入し、異物除去した後、再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

(2) 拠点回収品目のリサイクル

① 使用済小型家電

貴金属・レアメタル等の資源の有効活用を図るため、再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

② 蛍光管・ボタン電池・水銀体温計等

水銀を適正に回収可能な民間事業者に処理を委託、水銀を回収し、ガラス、金属等をリサイクルしています。

③ インクカートリッジ

プリンターメーカー等が行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」により、プリンターメーカーに引き渡し、リサイクルしています。

(3) 堺市有価物集団回収報償金交付制度

こども会や自治会等の住民団体が自主的に行っている集団回収では、古紙類(新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パック)、古布類を対象に回収し、有価物として再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。市では、平成2年9月から、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみに対する意識の向上をめざすことを目的に、営利を目的としない集団回収実施団体に対し、年に2回、報償金(4円/kg)を交付しています。

令和5年度は、「その他の古紙」回収促進団体の募集を実施しています。

【集団回収量の推移】

(単位:t)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞	12,205	9,829	9,231	8,513	7,421
雑誌・ その他の古紙※	3,524	3,344	3,009	2,828	2,571
ダンボール	2,717	2,776	2,827	2,782	2,654
古布	1,219	1,117	1,094	982	904
紙バック	44	42	38	34	30
集団回収量	19,709	17,109	16,199	15,139	13,580
報償金額(円)	78,744,600	68,343,000	64,706,900	60,469,300	54,234,000
申請団体数	1,127	1,126	1,119	1,116	1,101

(注)年度の期間は、2月～翌1月です。

※令和元年8月「その他の古紙」品目追加

(4) 破碎処理施設からの鉄類回収

クリーンセンター東工場では、家庭から排出される粗大ごみ等を破碎処理後、磁選機で鉄類等を回収し、再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

【破碎処理施設における鉄類回収量等の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収量(t)	361	360	490	580	581
売却金額(円)	3,955,479	6,058,635	10,034,651	20,391,041	28,319,392

(5) 溶融スラグ・メタルのリサイクル

クリーンセンター臨海工場で行っている溶融処理により生成される溶融スラグは建設資材等に、溶融メタルは建設機械のおもり(カウンターウェイト)等にそれぞれリサイクルしています。

(6) 庁内古紙のリサイクル

庁内から排出される古紙は、新聞、雑誌、ダンボール、その他(再生紙、チラシ、パンフレット等)及びシュレッダーごみに分別し、再資源化事業者に売却し、リサイクルしています。

令和4年度から、庁内から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止し、機密文書を含めてリサイクルの徹底を強化しています。

(7) 公共事業系剪定枝等のリサイクル

サーキュラーフィールドOSAKAビジョン※の一環として、堺臨海部に立地・整備された新技術・新システムを導入した民間再資源化事業者と連携し、公園や街路から発生する剪定枝等の恒久的なリサイクルシステムを構築するために、平成19年度から実証実験を行い、平成22年度からは、当該事業者の事業として本格実施されています。

※ 大阪府エコタウンプランが令和6年1月に全面改訂されたもの

(8) 堺市ごみ減量化推進員制度

平成6年11月から、市民と市が協働して、ごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、単位自治会ごとにごみ減量化推進員を設置(任期2年)しており、地域におけるリーダーとして、市民と市をつなぐ役割を担っていただいています。

(9) 情報発信活動等

ごみの減量化・リサイクル、食品ロス削減について、「ごみの4R運動」を基本として、市民の行動変容につながる情報を様々な形で発信しています。

○「ごみの4R運動」

Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)を優先して推進し、Recycle(リサイクル)は最後の手段とする。

1. Refuse(リフューズ)・・・ことわろう～発生源でごみを断つ～
2. Reduce(リデュース)・・・げんりょうしよう～ごみとなるものを減量する～
3. Reuse(リユース)・・・くりかえしつかおう～くり返し使う～
4. Recycle(リサイクル)・・・さいしげんかしよう～再資源化する～

市内で行われるイベントや地域の行事などには、堺市環境マスコットキャラクター「ムーやん」※が参加し、わかりやすさ、親しみやすさを意識した情報発信を行っています。さらに、小学校・こども園などでは、「ムーやん」と講師とのかけあいを交えた出前講座を行い、幼少期からごみの減量化・リサイクルについて親しんでもらうことで、将来を見据えたごみ減量意識の全体的な底上げを図っています。



堺市環境マスコットキャラクター

「ムーやん」

名前の由来：ごみは無がええやん
 誕生日：5月30日(ごみゼロの日)
 特徴：プラスチック製バケツをイメージした帽子
 ゴミ袋をイメージした身体
 趣味：ごみの減量、ごみ拾い
 好きなこと：みんなと一緒に環境活動をする

※ 平成24年8月からごみ減量マスコットキャラクターとして活躍してきた「ムーやん」は、平成27年5月30日付けで、環境分野全体の啓発を担う「堺市環境啓発担当職員」に就任。名称も「環境マスコットキャラクター」に改めました。

① 出前講座

「どこでもセミナー～堺市生涯学習まちづくり出前講座～」及び学校園を対象とした「堺市ごみ減量出前講座」において、次の5講座を行っています。平成25年4月からは「ムーやん」も参加し、情報発信の役割の一翼を担っています。

講座名	内容
ムーやんおしえて！「ごみ」って？	紙芝居形式の映像で、ごみの減量や分別の大切さをお話しします。また、参加型のクイズなどを通じて楽しくごみのことを学ぶことができます。
「ごみ」はどこへ行くの？	「資源と生活ごみ」の最後はどうなるの？ごみの減量化・リサイクルを進める「4R運動」の大切さを伝え、家庭で簡単に実践できる取組を、クイズを交えながらお話しします。
資源を守る！楽しい分別	実際にごみの見本を使い、班に分かれて分別体験を行います。また、分け方のポイント解説を通じ、分別についての疑問が解決できます。
生ごみ減量!!「生きごみさん」	ダンボール箱の中で腐葉土中に生息する微生物(好気性菌)などを利用し、生ごみを分解して堆肥化を行う「生きごみさん」の作り方を、実演を交えながら説明します。参加者には、必要な資材をお渡しし、家庭で一カ月間、生ごみの投入や観察などを行っていただきます。できた堆肥は、ガーデニングや家庭菜園などで利用することができます。

やってみよう！食ロス無(ム)チャレンジ！	まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」について、堺市のごみの現状とともにお話しし、食品ロスを減らすためのライフスタイルの提案や家庭で実践しやすい取組の紹介などを行います。
----------------------	---

【出前講座実績の推移】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)
ムーやんおしえて！「ごみ」って？	13	758	21	1064	24	1586
「ごみ」はどこへ行くの？	9	473	14	948	16	855
資源を守る！楽しい分別	9	416	14	887	19	1078
生ごみ減量!!「生きごみさん」	3	87	8	140	5	169
やってみよう！食ロス無(ム)チャレンジ！※	3	97	6	201	3	42
合計	37	1,831	63	3,240	67	2,730

※令和3年4月に「もったいない！食品ロスは「無」がええやん♪」から名称変更

②「生きごみさん」講習会※令和6年度は実施していません

「生きごみさん」とは、ダンボール箱の中で腐葉土中に生息する微生物(好気性菌)などを利用し生ごみを分解する、環境にやさしい生ごみの減量・堆肥化の方法で、「生きごみさん」の作り方を実演も交えて学ぶ講習会を、広報さかいやホームページなどで参加者を公募し、各区役所や堺市都市緑化センターなどで開催しています。

また、「生きごみさん」経験者の方を対象として、成功例や失敗談の共有を目的に、「生きごみさん」情報交換会を開催しています。

さらに、令和5年度は、講習会・イベント等で「生きごみさん」スターターキットを受け取られたことがない方を対象として、資源循環推進課にてスターターキットの窓口配布を行いました。(配布人数95人)

【生きごみさん講習会実績の推移】 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止

	令和2年度※		令和3年度※		令和4年度※		令和5年度	
	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)
講習会	7	69	2	27	7	75	8	133
情報交換会	2	19	1	10	2	28	2	26
合計	9	88	3	37	9	103	10	159

③ごみ処理施設見学

クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザでは一般の方の施設見学や小学校の社会見学を受入れています。

見学時には、ごみ処理事情、ごみの減量の大切さを理解していただくとともに、「ごみの4R運動」について情報発信しています。また、焼却処理に伴い発生する熱を利用した廃棄物発電、市の施設等への蒸気や電力の提供などの紹介も行っています。

【施設見学参加者数の推移】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	団体数	参加人数	団体数	参加人数	団体数	参加人数
クリーンセンター東工場第二工場	2	146	44	2,469	53	3,122
クリーンセンター臨海工場	1	22	13	702	28	1,490
リサイクルプラザ	0	0	0	0	2	44
合計	3	168	57	3,171	83	4,656

④ 堺市食べきり協力店制度

食品ロスなどの食品廃棄物の削減に向けて、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組んでいる飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信しています。

⑤ 堺市エコショップ制度

使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店等を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信しています。

⑥ 環境教育の推進

教育委員会や子ども青少年局と連携し、まちづくり出前講座の内容を小学生や園児向けに工夫した「ごみ減量出前講座」を実施し、講座で学んだことを家庭で実践してもらうことで保護者にも波及効果のある情報発信を行っています。

⑦ 水銀使用廃製品分別回収の更なる推進

水銀含有量が多い水銀使用廃製品が清掃工場に誤って持ち込まれることを防ぐため、令和5年11月に、水銀体温計や水銀温度計などを集中回収する「水銀使用廃製品回収キャンペーン」を北区交流まつり及び堺市農業祭で実施しました。また、市内各図書館においても、回収ボックスを設置し、回収を行いました。

【令和5年度の水銀使用廃製品回収キャンペーン結果】

水銀体温計(本)	水銀血圧計(本)	水銀温度計(本)
163	12	1

⑧ 紙類のリサイクル推進

生活ごみに多く含まれるリサイクル可能な紙類について、集団回収の推奨と合わせ、民間の古紙回収事業所や回収拠点を紹介し、集団回収を利用できない市民のリサイクル推進に向けた情報を発信しています。

⑨ 各種イベントでの情報発信

本市をはじめ各種団体が主催するイベント(各区民まつり等)に出展し、ごみの減量化やリサイクル、食品ロス削減に関するクイズの実施、各種パネルの展示、生ごみ減量・堆肥化の方法「生きごみさん」の紹介により、ごみの減量化・リサイクル、食品ロス削減に関する情報を発信しています。

【各種イベント(各区民まつり等)への参加実績の推移】

	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度※	令和5年度
回数(回)	12	0	0	22	20
人数(人)	3,024	0	0	2,852	4,323

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(令和4年度は一部中止)

⑩ パンフレット等

ごみの出し方や集団回収などに関するパンフレットやチラシを作成し、配布しています。

(ア) 家庭用「資源とごみの分別大辞典+α」及び「町名別収集曜日一覧表」

ごみの分類(分け方)、出し方と注意を詳しく説明したパンフレット及び町名別に収集曜日を記載したチラシを作成し、各区役所等に配布しています。また、ユニバーサルデザインに対応するよう、英語、中

国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タガログ語を作成し、視覚障害者用の音声版と点字版も作成して関係施設に配架しています。

(イ)「粗大ごみ出し方マニュアル」

粗大ごみの対象品目、申込方法、手数料等を説明したリーフレットを作成し、配布しています。

(ウ)「集団回収報償金交付申請の手引」

堺市有価物集団回収報償金交付制度について掲載し、登録団体に配布しています。

(エ)「集団回収を始めませんか～スタートガイド」

集団回収制度の案内や集団回収の始め方について記載された、新たに集団回収を始めたい方向けの手引を作成し、各区役所自治推進課で配布しています。

(オ)「堺市のごみのことがよくわかるガイドブック」

「ごみの4R運動」の具体的な行動例をはじめ、家庭から出る「ごみ」や「資源」がどのように処理されるのかなどについて、イラストなどを使用し、分かりやすく説明した、ごみの減量化・リサイクルに関するガイドブックを作成し、市ホームページで掲載しています。

(カ)「食品ロスを減らしましょう!」

買い物編や調理編、保存編等、食品ロスを削減するための具体的な手法について掲載し、配布しています。

⑪ ごみ分別アプリの配信

平成28年8月1日から、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。お住いの地域を設定することで、収集日を確認できる「収集日カレンダー」や、排出したい品目名から分別方法を検索できる「ごみの分別辞典」など、便利な機能がついたアプリです。また、令和6年1月から、アプリをインストールしなくてもパソコンやスマホのブラウザから「さんあ〜る」を利用できるweb版「さんあ〜る」の供用を開始しました。

⑫ 広報紙・ホームページ・SNS 等の活用

全年代に向けて、様々な媒体を用いた積極的な情報発信を行っています。また、「広報さかい」への特集記事の掲載や、SNS(X(旧 Twitter)アカウント名:@sakai_Muyan)での食品ロス削減に関する情報発信や各種イベントの告知などを通して、市民のごみ減量化・リサイクル意識の高揚及び行動変容の促進を図っています。

⑬ 収集車での啓発

環境美化に関する標語を収集車の側面に表示しています。また、減量化・リサイクルに関する啓発アナウンスを流しながら収集しています。

(10) 使い捨てプラスチック削減の推進

事業者・市民活動団体・本市の3者で「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」を締結し、3者協働により、市民のレジ袋を含む使い捨てプラスチック削減意識向上のため、使い捨てプラ削減イベント「プラっとフリー」を食品スーパー等店頭で実施しています。

(11) 食品ロス削減の推進

① 食品ロスダイアリー事業の推進

食品ロスの削減に向け、各家庭で発生した廃棄食品の種類や量等を一定期間毎日記録することでロスにつながりやすい行動の自覚を促し、ごみ減量の工夫や削減につなげることを目的とした「食品ロスダイアリー」を、ホームページ等で紹介しています。また、小学生向けは希望する小学校を通じて、大人向けは公募により体験してもらう取組を実施しています。

② 期限切れ食品削減事業

期限切れ食品削減のため、市内食品スーパー協力店舗の残り期限の短い値引き商品に貼られたシールを集めて応募する「順番につれてって！」プロジェクトを実施しています。

また、市が作成した「てまえどり」POPを市内協力店舗に掲示し、すぐ食べるなら商品棚の手前にある期限の短い商品を選ぶ「てまえどり」を推奨しています。

(12) 企業連携によるごみの減量化・リサイクルの促進

事業者と協定等を締結するなど、連携した取組を実施しています。

① リユースの促進

事業者が運営するリユース情報サイトの紹介や、サイトを活用した粗大ごみ・子ども服のリユース事業、イベントを実施し、市民のリユース意識の醸成と行動変容を促しています。

② 小型家電のリサイクル促進

事業者による宅配便回収を広く市民に紹介し、市内から排出される小型家電のリサイクルを促進しています。

③ 食品ロスの削減

売れ残り等で廃棄されてしまう食品と消費者をマッチングするフードシェアリングサービスの活用を紹介し、市民の食品ロス削減への行動変容を促しています。

(13) 自主資源化（事業系）

臨海部のサーキュラーフィールドOSAKA[※]等に立地する民間再資源化事業者に一般廃棄物処分業の許可等を与えており、排出事業者との直接契約により市内から発生する事業系ごみの収集・処理（リサイクル）が行われています。

※ 大阪府エコタウンプランが令和6年1月に全面改定されたことに伴い「エコタウン」より名称変更

(14) 事業系ごみ対策

① 大規模建築物所有者への指導・助言

事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルを図り、適正処理を推進するため、事業用大規模建築物[※]の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付けています。（令和5年度対象：1015事業所）

また、当該建築物の所有者から提出された書類をもとに、事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取組が効果的なものになるよう訪問指導及び助言を行っています。

〔※ 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物又は大規模小売店舗立地法に規定する店舗部分の延べ床面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗のいずれかに該当するもの〕

② 事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場搬入禁止

令和 6 年 1 月 1 日から、事業系一般廃棄物の約 22%を占める紙類のリサイクル促進及び清掃工場の負担軽減のため、事業所から出るリサイクル可能な紙類(機密文書を含む)の搬入を禁止しています。搬入禁止に際し、公共施設や市内協力事業者(スーパー等)へのポスター掲示依頼、紙類の排出事業所に対してのリーフレット等配布、古紙分別グッズ(古紙分別図鑑、分別ラベル)の市ホームページへの掲載、希望する事業所への出張説明、事業系古紙リサイクルセミナーの開催(令和 5 年 8 月)等、情報発信を行っています。また、排出事業者に対する立入検査や適正排出の指導をはじめ、搬入禁止後は清掃工場における搬入物検査を強化しています。

③ 堺市事業系古紙回収協力事業所制度

清掃工場への搬入が禁止となった事業系古紙について、「堺市事業系古紙回収協力事業所制度」や、紹介を希望する古紙取扱事業所一覧(機密文書取扱事業所を含む。)を市ホームページ等で周知することにより、リサイクルの推進を図っています。

④ 事業系ごみに関する情報発信

ホームページや広報さかい等への掲載、事業系ごみ減量情報紙の事業者への配付により、事業系ごみの減量化・リサイクル、食品ロス削減に関する情報発信を行っています。

また、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理の推進を目的に、事業者の責務、市の現状、事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの必要性、処理方法等についてまとめた「事業系一般廃棄物減量ブック」を作成、堺市ホームページ等で公表しています。

4 堺市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき平成6年4月に設置した附属機関で、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項を調査審議します。

(1) 委員任期と構成

第13期任期：令和5年10月1日から令和7年9月30日まで(任期：2年)

堺市廃棄物減量等推進審議会	
〔委 員〕	14人
学 識 経 験 者	6人
各種団体代表者	6人
堺市議会議員	2人

※令和5年10月1日時点

(2) 過去の答申

①「循環型社会構築に向けた一般廃棄物(ごみ)の減量化について」(平成18年9月)

本市におけるより一層の減量化施策の実施に向け、市民と行政の役割分担のあり方(家庭系ごみ)、事業者責任に対する行政の関わり方(事業系ごみ)についてご審議いただいたものです。

②「一般廃棄物(ごみ)の減量化の具体的手法について」(平成20年9月)

本市の一般廃棄物処理基本計画が最優先に位置づけている、「ごみ」そのものの発生・排出抑制を促進するための具体的手法についてご審議いただいたものです。

③「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画について」(平成27年8月)

平成18年3月に策定した第二次基本計画が目標年度(平成27年度)を迎えることから、堺市のごみ処理の現状や国等の動向、社会情勢等を踏まえ、平成28年度を始期とする第三次堺市一般廃棄物処理基本計画についてご審議いただいたものです。

④「第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」(令和2年10月)

平成28年3月に策定した第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画が中間目標年度(令和2年度)を迎えることから、国の動向や本市の現状等を踏まえ、本市のごみの減量化・リサイクルの更なる推進に向け、様々な視点から、現行計画の改定についてご審議いただいたものです。

第3章 まち美化推進事業

1 まち美化の推進

平成13年4月、市長に対し、市民・事業者・学識経験者等で構成された「堺市美化推進懇話会」から、“まちを汚さない人づくり、ごみを捨てにくいまちづくり、市民・事業者・行政三者の協働によるまちづくり”など、まち美化に関する基本的な方向性についての提言がありました。これを受け、市では、ごみの散乱及び自転車等の投棄を防止し、きれいで快適なまちづくりの推進をすることで、市民の生活環境の保全及び向上に資することを目的とした「堺市まちの美化を推進する条例」を制定し、同年10月から施行しました。

(1) 堺市まち美化促進プログラム

平成13年10月、アドプト制度を取り入れた「堺市まち美化促進プログラム」を開始させています。アドプトとは、英語で「里親になる」、「養育する」といった意味で、アドプト制度は、市民グループや事業者が、公共空間(歩道)の定期的な清掃活動(月1回以上)を引き受け、行政が清掃活動参加団体名を示したサインボードの設置、清掃用具の貸与、ボランティア保険の保険料負担及び清掃活動によるごみの回収等の支援を行うものです。

【堺市まち美化促進事業(アドプト制度)認定状況の推移】

	認定数	参加人数(人)	認定距離(m)		
			市道	府道	国道
平成30年度	5	82	537	779	0
令和元年度	8	222	3,046	1,790	0
令和2年度	1	37	485	0	0
令和3年度	16	381	2,682	5,002	120
令和4年度	6	54	2,797	712	0
令和5年度	5	162	3,273	3,706	0
令和5年度末 認定状況	217	7,135	66,102	53,435	5,240
現在認定距離 合計			124,777		

(2) 堺市美化推進協議会

堺市を愛する市民の総意に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、環境美化活動や情報発信活動を通じて「美しいまち堺」をつくることを目的に昭和57年12月に設立された協議会です。

主な活動は「環境美化事業」と「情報発信事業」であり、「環境美化事業」では清掃ボランティア活動に対する清掃用具の貸出、「情報発信事業」では市ホームページや市環境局公式X(旧twitter)、市本庁舎及び各区役所の液晶モニターを活用した情報発信、主要駅の構内や商業施設の館内での放送を利用した情報発信等を行っています。

2 不法投棄対策

不法投棄対策として、環境業務課と各区役所自治推進課美化担当が連携して不法投棄常習地点の昼間パトロール、啓発活動、適正処理指導、収集等を行っており、夜間は委託業者による不法投棄監視パトロールを行っています。

なお、自治会等から要望があれば、「不法投棄防止」警告看板を貸与するとともに、不法投棄の多発地点には、監視カメラの設置を行い、不法投棄抑制に努めています。

3 路上喫煙等対策

平成21年10月に市、市民及び事業者が、互いの自主性を尊重しながら協働で取組を進めることで、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的に「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、公共の場所でのポイ捨ての禁止と路上喫煙をしないよう努めることを規定するとともに、他人の身体を害するおそれのある喫煙の防止及び環境美化の促進を図るため、公共の場所のうち、特に必要があると認める区域を「路上喫煙等禁止区域」に指定できるとし、当該禁止区域における路上喫煙や空き缶等のポイ捨て行為に対して罰則を定めています。

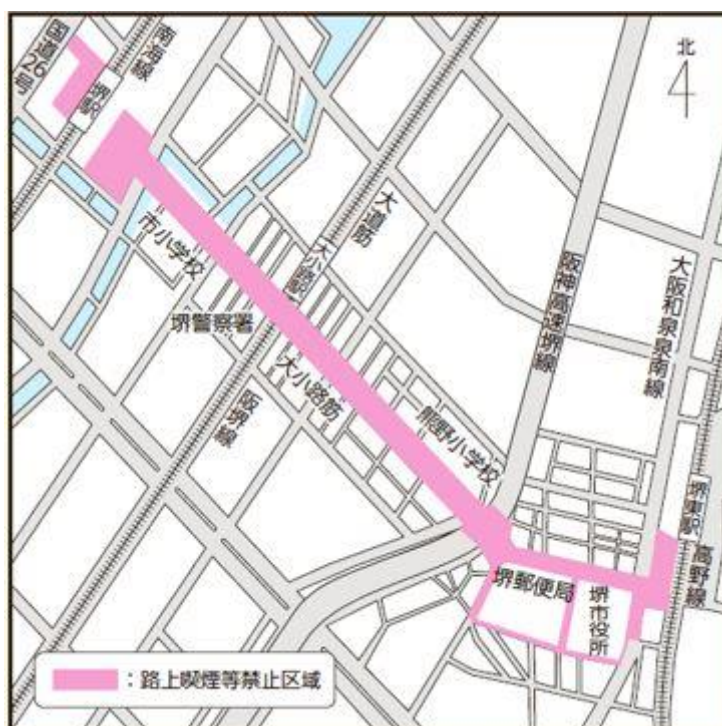
現在、堺東駅前広場、堺駅前(西・東)広場、大小路筋及び市役所周辺、堺東駅南側公衆用道路を「路上喫煙等禁止区域」とし、巡視員による指導啓発を行い、違反者には1,000円の過料を科しています。

また、堺東駅西側周辺、中百舌鳥駅周辺、三国ヶ丘駅周辺、JR堺市駅、光明池駅周辺を「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」に指定し、啓発活動を重点的に実施しています。さらに市民や来訪者の喫煙マナー等の向上を図るため、市が実施する様々な取組に参加していただける市民や事業者をサポートとして登録する「路上喫煙等マナー向上サポーター制度」により、市民や事業者と協働した取組を進めています。

【路上喫煙過料処分実績の推移】

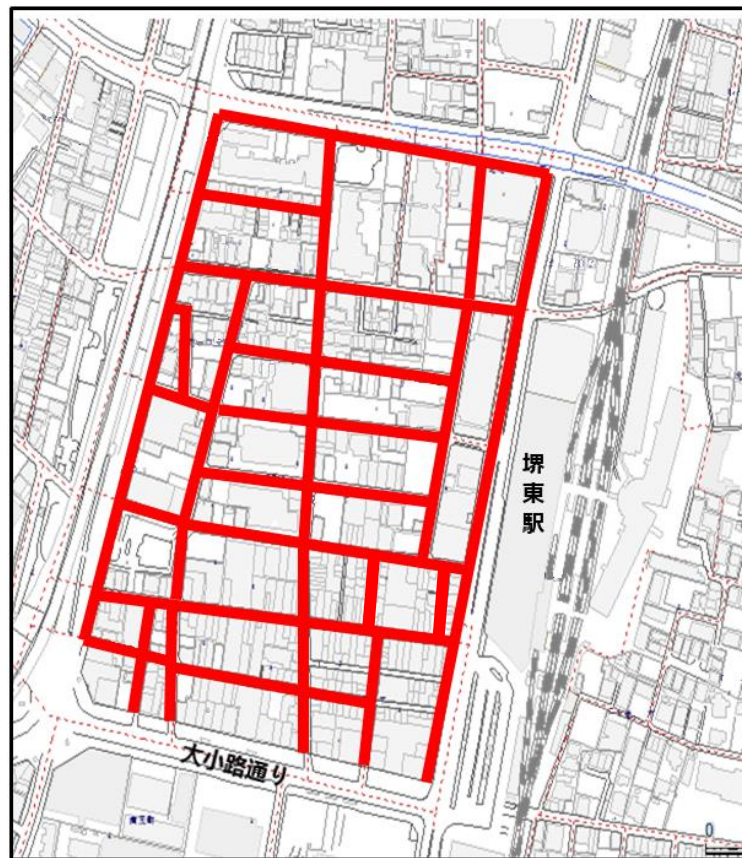
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	151	132	146	148	135

○ 路上喫煙等禁止区域



○ 路上喫煙等マナー向上重点啓発区域

堺東駅西側周辺



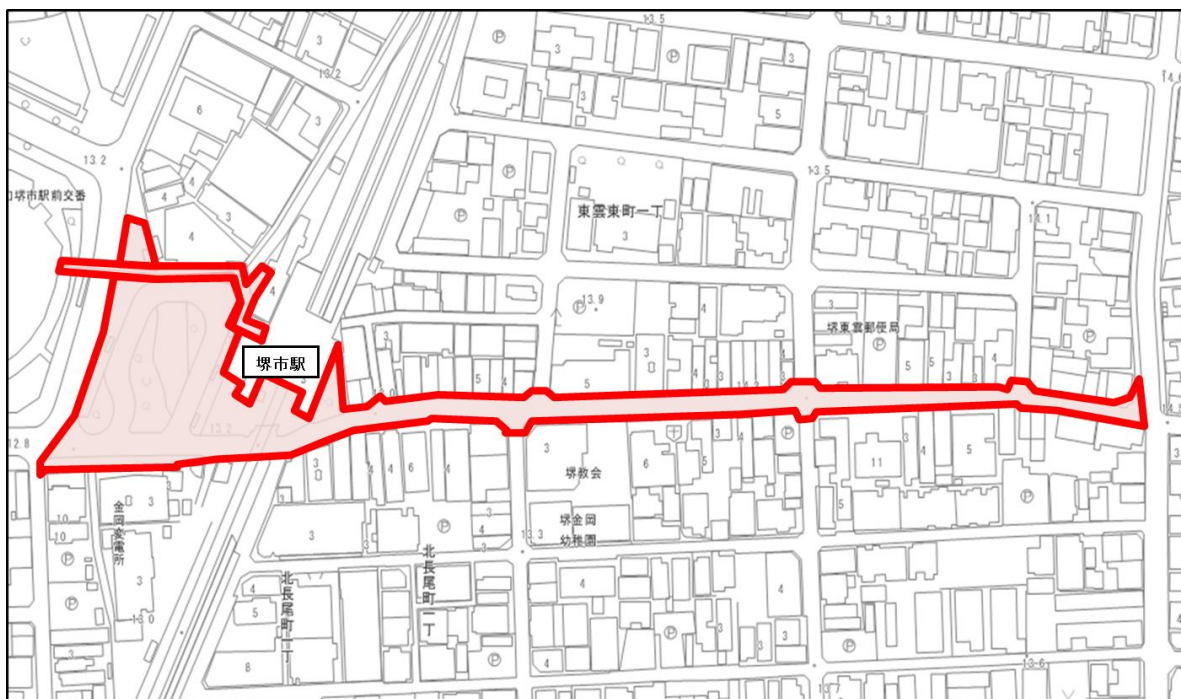
中百舌鳥駅周辺



三国ヶ丘駅周辺



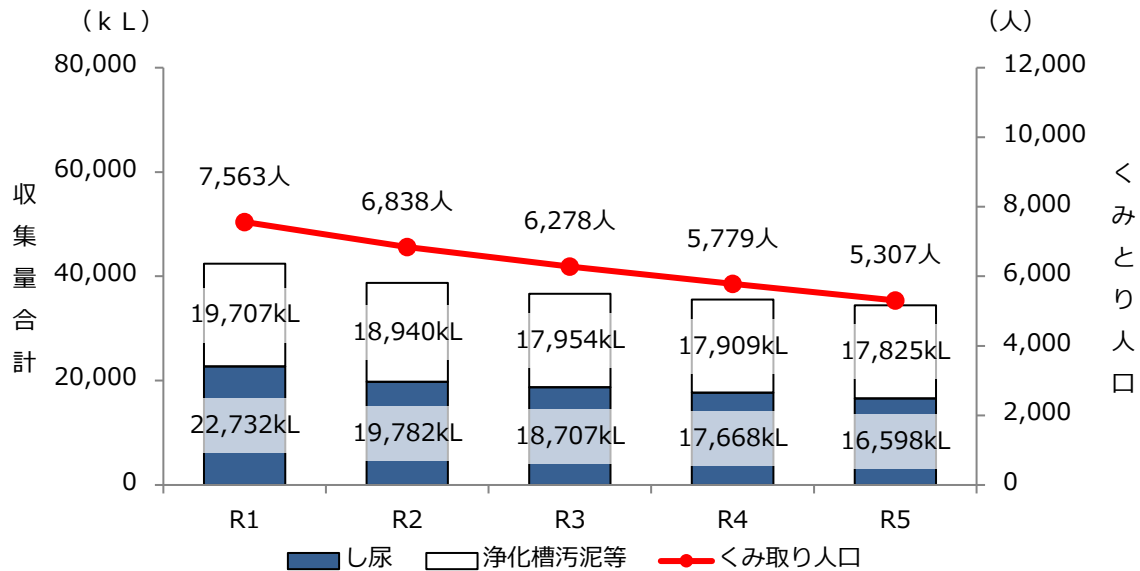
JR堺市駅周辺



第4章 し尿処理事業

1 概説

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物(生活排水)処理計画に基づき、公共下水道の整備を推進しており、し尿の収集量は、世帯数とともに年々減少傾向にあります。令和5年9月末現在のくみ取り人口は、5,307人となっています。



2 し尿処理体制

(1) し尿の処理運搬

し尿の収集運搬は、委託により実施しています。

① 継続収集

市内の家庭及び事業所等から排出されるし尿を、おおむね月2回有料で収集しています。

② 臨時収集

便所の改造等により臨時的に収集が必要な場合に、有料で収集を実施しています。

③ 天災等による収集

天災等による浸水その他特別の事由があると認めた場合は、無料で収集を実施しています。

(2) 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬

浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬は許可業者が実施しています。

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理

収集されたし尿・浄化槽汚泥は、クリーンセンター浄化ステーション又は三宝水再生センターに搬入しています。クリーンセンター浄化ステーションにおいては前処理のみを行い、下水道部所管の泉北水再生センターに圧送して、下水と共に処理を行っています。なお、クリーンセンター浄化ステーションには、ほかに、し尿を含むビルピット汚泥、ディスポーザ汚泥が搬入されています。

3 公衆便所

環境事業部では、宿院、堺駅南口、堺東駅前、石津川駅前、大小路、中百舌鳥駅前の公衆便所6か所の維持管理を行っています。

参考資料

【注意】

※ ()内の数字は災害廃棄物の量(内数)を表しています。

※ 記載の数値については、端数処理により、合計等があわない場合があります。

1 ごみ処理状況

【表1-1】ごみ総排出量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ排出量	251,296 (164)	244,908	242,862	235,518	225,025
家庭系	163,967	165,228	163,179	157,247	150,596
生活ごみ	150,774	151,206	149,973	145,173	138,666
粗大ごみ	3,637	3,893	3,842	3,349	3,403
継続ごみ	1,441	1,265	1,281	1,262	1,207
直接搬入※1	8,017	8,748	7,959	7,345	7,212
蛍光管・乾電池※2・水銀体温計等※3	99	116	124	118	108
事業系	85,602 (164)	78,568	78,633	77,165	73,205
継続ごみ	10,813	9,504	9,546	9,546	9,435
許可業者搬入ごみ	63,378	58,061	58,147	57,115	54,819
一般事業系直接搬入	7,581	7,612	7,512	7,413	6,237
公共事業系直接搬入	3,800 (164)	3,362	3,402	3,063	2,694
直接埋立※4	30	29	27	28	20
環境系	1,727	1,112	1,050	1,106	1,224
環境美化ごみ	1,727	1,112	1,050	1,106	1,224
資源回収量	39,832	37,242	36,617	35,699	33,360
家庭系	32,560	30,670	29,615	28,015	25,979
缶・びん	5,568	5,775	5,596	5,231	4,941
ペットボトル	2,111	2,241	2,342	2,374	2,323
プラスチック製容器包装	4,671	4,957	5,040	4,894	4,791
小型金属	385	450	401	340	313
古紙類	88	106	—	—	—
使用済小型家電※5	27	33	36	36	32
インクカートリッジ※6	1	1	1	1	1
集団回収	19,709	17,109	16,199	15,139	13,580
事業系	2,332	1,734	1,615	2,229	1,911
庁内古紙	443	438	397	435	420
自主資源化※7	1,889	1,295	1,218	1,794	1,491
環境系	4,940	4,838	5,387	5,455	5,469
剪定枝等	4,940	4,838	5,387	5,455	5,469
総排出量	291,128 (164)	282,150	279,479	271,217	258,385

注) 表中の「—」は該当なしであることを、「0」は0.5未満であることを示しています。

※1 クリーンセンター各工場(東工場・臨海工場)でリサイクルした古紙類を含んでいます。

※2 令和5年4月1日から水銀ゼロ使用乾電池は不燃小物類として回収しています。

※3 平成29年11月1日から拠点回収を実施しています。

※4 粗大ごみ(不燃小物類)、環境美化ごみ等に含まれる瓦礫・ブロック類を計上しています。

※5 平成27年8月1日から拠点回収等を実施していま。

※6 平成29年11月1日から拠点回収を実施しています。

※7 民間の排出事業者(堺市内)が直接民間再資源化事業者と契約してリサイクルしている量を計上しています。

【表1-2】清掃工場搬入量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系	165,438	167,076	165,083	158,918	152,123
生活ごみ	150,774	151,206	149,973	145,173	138,666
粗大ごみ	3,637	3,893	3,842	3,349	3,403
継続ごみ	1,441	1,265	1,281	1,261	1,207
直接搬入	7,967	8,711	7,926	7,315	7,177
選別後残渣等※	1,619	2,002	2,060	1,820	1,670
事業系	85,572 (164)	78,539	78,607	77,137	73,185
継続ごみ	10,813	9,504	9,546	9,546	9,435
許可業者搬入	63,378	58,061	58,147	57,115	54,819
一般事業系直接搬入	7,581	7,612	7,512	7,413	6,237
公共事業系直接搬入	3,800 (164)	3,362	3,402	3,063	2,694
環境系	1,727	1,112	1,050	1,106	1,224
環境美化ごみ	1,727	1,112	1,050	1,106	1,224
清掃工場搬入量	252,736 (164)	246,727	244,739	237,162	226,532

※ 資源物の選別の際に発生した残渣を計上しています。

【表1-3】生活ごみ・粗大ごみ収集量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活ごみ	150,774	151,206	149,973	145,173	138,666
直営	—	—	—	—	—
委託	150,774	151,206	149,973	145,173	138,666
粗大ごみ	3,637	3,893	3,842	3,349	3,403
直営	2,870	3,266	3,174	2,300	2,236
委託※	767	627	668	1,048	1,167

※ 臨時ごみを含みます。

【表1-4】破砕処理施設における搬入量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東工場第一破砕施設	8,170	8,136	4,044	0	0
東工場第二破砕施設	1,946	2,202	5,657	8,302	8,804
臨海工場破砕施設	4,808	4,860	4,715	5,065	4,426
破砕施設搬入量	14,924	15,199	14,416	13,367	13,230

【表1-5】最終処分場(フェニックス)搬入量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却灰	23,695 (6)	22,747	20,917	19,723	18,339
クリーンセンター東工場	18,815	17,374	16,633	15,358	13,830
クリーンセンター臨海工場	4,880 (6)	5,373	4,284	4,365	4,509
直接埋立	30	29	27	28	20
最終処分場搬入量	23,725 (6)	22,776	20,944	19,751	18,359

【表1-6】リサイクル量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
缶・びん	5,117	5,178	5,140	4,758	4,469
ペットボトル	1,467	1,291	1,327	1,344	1,535
プラスチック製容器包装	4,100	4,395	4,389	4,480	4,233
小型金属	342	441	392	333	306
古紙類 ^{※1}	88	106	—	—	—
蛍光管・乾電池 ^{※2} ・水銀体温計等 ^{※3}	99	116	124	118	108
使用済小型家電 ^{※4}	27	33	36	36	32
インクカートリッジ ^{※3}	1	1	1	1	1
集団回収	19,709	17,109	16,199	15,139	13,580
庁内古紙	443	438	397	435	420
自主資源化 ^{※5}	1,889	1,295	1,218	1,794	1,491
剪定枝等	4,940	4,838	5,387	5,455	5,469
外部処理分(古紙類) ^{※6}	50	37	33	29	34
破砕施設からの鉄類回収	361	360	490	580	581
溶融スラグ ^{※7}	10,509 (15)	10,129	10,308	11,123	9,915
溶融メタル ^{※7}	1,920 (3)	2,177	1,816	1,863	1,651
リサイクル量	51,061 (17)	47,943	47,255	47,490	43,826
リサイクル率(%) ^{※8}	17.3 (17.3)	16.7	16.9	17.3	16.7
総処理量(t) ^{※9}	295,224 (164)	287,614	279,976	274,153	262,981

※1 古紙の行政回収を美原区のみで実施していましたが、令和2年度で終了しました。

※2 令和5年4月1日から水銀ゼロ使用乾電池は不燃小物類として回収しています。

※3 平成29年11月1日から拠点回収を実施しています。

※4 平成27年8月1日から拠点回収等を実施しています。

※5 民間の排出事業者(堺市内)が直接民間再資源化事業者と契約してリサイクルしている量を計上しています。

※6 クリーンセンター各工場(東工場・臨海工場)でリサイクルした量を計上しています。

※7 クリーンセンター臨海工場で溶融処理した際に生成される溶融固化物です。

※8 リサイクル率＝リサイクル量÷総処理量×100(%)

※9 総処理量は、市による処理量に加え、集団回収及び自主資源化も含めた市内総処理量であり、実処理量を基に算出した値です。

【表1-7】リサイクル量の内訳(缶・びん)の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
缶・びん	5,117	5,178	5,140	4,758	4,469
缶	998	1,047	1,004	850	781
アルミ缶	303	359	368	270	266
スチール缶	695	688	636	581	515
びん	4,119	4,131	4,135	3,907	3,688
白色	742	687	670	625	649
茶色	852	755	768	719	690
その他の色	383	386	396	360	364
混みガラス	2,142	2,304	2,301	2,202	1,984
混入小型金属※	10	45	42	40	37

※ リサイクルプラザでは、缶・びんに混入している小型金属を選別後、貯留施設(クリーンセンター東工場内)に搬入し、小型金属としてリサイクルしています。

【表1-8】ごみ・資源物処理経費の推移

(単位:千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集運搬経費	ごみ	3,954,204	3,986,727	3,937,967	3,944,757	3,977,944
	資源物	1,394,826	1,409,396	1,459,322	1,467,117	1,476,043
中間処理経費	ごみ	1,766,664	1,999,856	2,120,627	2,543,772	2,679,308
	資源物	274,004	306,810	311,842	341,718	331,649
最終処分経費		309,998	303,127	284,388	255,416	254,641
年間経費		7,699,696	8,005,916	8,114,146	8,552,779	8,719,586
1tあたり経費(円/t)		26,621	28,506	29,160	30,736	31,336
人口1人あたり経費(円/人)		9,221	9,618	9,802	10,332	10,534
人件費		978,524	936,102	961,962	953,326	909,335
車両等購入費		21,691	14,058	16,236	1,299	2,222

注) 各年度決算額です。

注) 年間経費は、人件費及び車両等購入費を除く、処理及び維持管理経費です。

注) ごみ・資源物の1t当たり経費は、ごみ・資源物の年間経費を総排出量から自主資源化(表1-1)を減じた値で除した値です。

5 資料編

総排出量	258,385.19
------	------------

清掃工場搬入量	226,532.29
---------	------------

※ リサイクル率＝リサイクル量÷総処理量×100

.....	燒却
.....	破碎
.....	資源
.....	獨立

総処理量	262,980.54
------	------------

2 し尿処理状況

【表2-1】し尿・浄化槽汚泥施設別処理量の推移

(単位:kL)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	22,732	19,782	18,707	17,668	16,598
三宝水再生センター	3,720	1,981	1,946	1,645	974
クリーンセンター浄化ステーション (泉北水再生センター)	19,012	17,801	16,760	16,023	15,625
浄化槽汚泥	19,459	18,740	17,784	17,747	17,601
三宝水再生センター	6,534	6,682	6,199	6,444	6,334
クリーンセンター浄化ステーション (泉北水再生センター)	12,925	12,059	11,585	11,303	11,267
地域下水道汚泥 ^{※1} (クリーンセンター浄化ステーション)	75	0	0	0	0
し尿を含むビルピット汚泥 (クリーンセンター浄化ステーション)	97	118	98	96	132
ディスポーザ汚泥 (クリーンセンター浄化ステーション)	77	82	71	66	92
合計	42,438	38,722	36,660	35,576	34,424

注) クリーンセンター浄化ステーションでは、重量を計量しており、上記の値は容量に換算した値です。

※1 畑地区で排出されたし尿及び生活排水の処理施設です。公共下水道への切り替えにより、令和元年9月に廃止しました。

【表2-2】最終処分場(フェニックス)搬入量の推移

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿処理沈砂 (クリーンセンター浄化ステーション)	7	8	6	6	6

【表2-3】し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間経費	709,392	647,862	601,600	576,015	566,635
1kLあたり経費(円/kL)	16,716	16,732	16,411	16,191	16,461
人口1人あたり経費(円/人)	850	779	727	701	693
人件費	158,449	166,780	171,353	165,001	165,550
車両等購入費	0	0	0	0	0

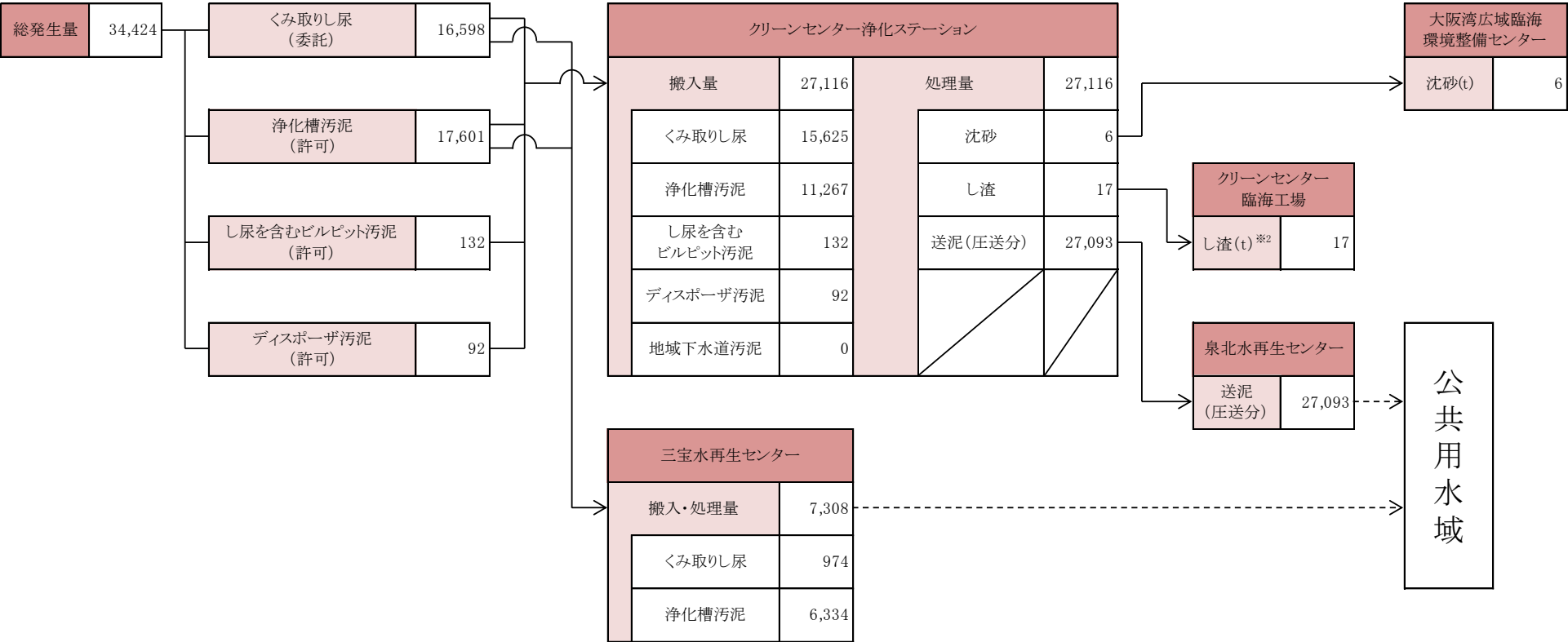
注) 各年度決算額です。

注) 年間経費は、人件費及び車両等購入費を除く、処理及び維持管理経費です。

注) し尿・浄化槽汚泥の1kLあたり経費は、し尿・浄化槽汚泥の年間経費をし尿総処理量と浄化槽汚泥等総処理量の合計(表2-1)で除した値です。

注) し尿・浄化槽汚泥処理経費には、浄化ステーションのほか、三宝水再生センター及び泉北水再生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理経費も含まれます。

【図2-1】令和 5 年度し尿処理体系



3 ごみに関する各種調査結果

(1) 生活ごみ組成分析調査

① 調査目的

本市から排出される生活ごみの排出実態を把握し、循環型社会形成のための減量施策の進行を管理するため、古紙等のリサイクル可能物、レジ袋や手つかずの食品等の発生抑制可能物、不燃小物類等の分別排出行動の徹底による削減可能物などの生活ごみへの混入状況を確認するとともに、排出実態から見たごみ減量化・リサイクルの可能性を検討し、本市廃棄物行政に供する基礎資料を作成すること。

② 調査結果

【調査結果の経年推移】

区分	令和元年度	令和2年度※	令和3年度	令和4年度※	令和5年度
リサイクルが可能なもの	24.1%		23.9%		28.9%
紙類	14.5%		12.3%		15.7%
繊維類(布類)	1.1%		1.8%		1%
プラスチック類	7.4%		8.5%		10.9%
金属類	0.7%		0.8%		0.9%
ガラス類	0.5%		0.6%		0.5%
減量化が可能なもの	34.5%		32.1%		30.5%
厨芥類	31.1%		28.9%		27.1%
水分蒸発	3.4%		3.2%		3.4%
減量化・リサイクルが不可能なもの	41.4%		44.1%		40.6%
合計	100.0%		100.0%		100.0%

※令和2年度、令和4年度は調査を実施していません。

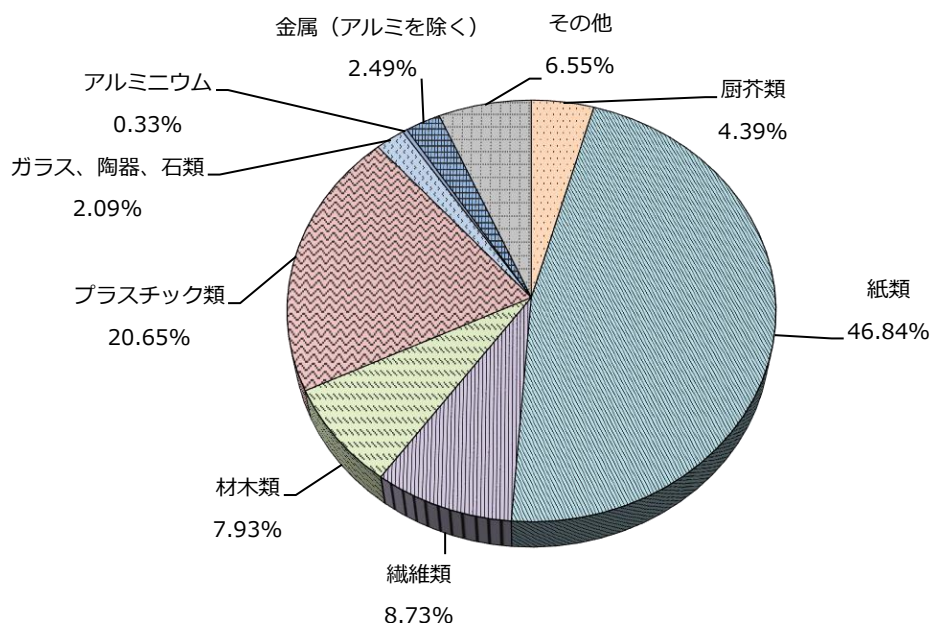
(2) 清掃工場ごみ質測定分析調査

① 調査目的

焼却処理施設に搬入されたごみの組成や熱量を把握し、施設の維持管理等に役立てること。

② 調査結果

令和5年度の調査結果(拡大推計)では、紙類が全体の46.84%と一番多く、次いでプラスチック類20.65%、繊維類8.73%、材木類7.93%となっています。



【令和5年度調査結果】

【調査結果の経年推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
厨芥類	7.68%	8.78%	5.71%	7.63%	4.39%
紙類	42.07%	44.03%	38.93%	41.76%	46.84%
繊維類	9.24%	8.73%	15.63%	10.93%	8.73%
材木類	7.44%	8.16%	8.21%	7.91%	7.93%
プラスチック類	24.03%	19.01%	19.63%	20.93%	20.65%
ガラス、陶器、石類	1.24%	1.66%	2.21%	1.08%	2.09%
アルミニウム	0.30%	0.35%	0.29%	0.73%	0.33%
金属(アルミを除く)	1.88%	2.18%	2.54%	1.81%	2.49%
その他	6.12%	7.10%	6.84%	7.24%	6.55%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

注) 調査結果は、東工場第一工場、東工場第二工場、臨海工場の各分析調査結果の平均です。

4 手数料

(1) ごみ処理手数料

区分		単位	手数料	
継続ごみ		1月(おおむね週6回で1回につき1容器(36L))	家庭系ごみ	3,100 円
			事業系ごみ	5,400 円
臨時ごみ		1t 又は 2 m ³	家庭系ごみ	8,800 円
			事業系ごみ	17,600 円
直接搬入	破砕施設を使用する廃棄物	100kg まで	1,700 円 100kg を超える場合は10kg ごとに170円	
	その他の廃棄物	100kg まで	1,100 円 100kg を超える場合は10kg ごとに110円	
粗大ごみ		1 個	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則別表第3で定める額(400～2,000 円)	
特定家庭用機器廃棄物 (収集及び再商品化等施設への運搬)		1 個	2,400 円	
動物の死体	収集及び運搬		1,900 円	
	処分(動物専用炉を用いる場合に 限る)	2kg未満	1,000 円	
		2kg 以上 5kg 未満	2,000 円	
		5kg 以上 10kg 未満	3,500 円	
		10kg 以上	5,000 円	
		1 体(紙製の箱その他の 一体的に処分するものを 含む)		

注) 処理数量がこの表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算します。

(2) し尿処理手数料

区分		単位	手数料	
継続的な処理	定額制によるもの	1 人 1 月	普通便槽 ^{※2}	240 円
			無臭便槽 ^{※3}	240 円 ただし 1 便槽につき 360 円を加算
			簡易水洗式便槽 ^{※4}	620 円
	従量制によるもの ^{※1}	30L	180 円	
臨時的な処理	便所の改造、廃止 その他特別の理由 によるもの	1 回	基本手数料	1,200 円
			し尿量手数料 (300L までごと)	1,800 円

注) 処理数量が、この表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算します。

※1 事業所等で不特定の人が使用する便槽その他市長において特に従量制によることが適当であると認める便槽

※2 構造上、便器の使用時、し尿収集時等に水の使用又は投入を必要としないもの

※3 構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするもの

※4 構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするもの



堺市環境マスコットキャラクター

「ムーやん」

堺市環境啓発担当職員として活躍中

事業概要（令和6年度版）

令和6年度 発行

編集・発行 堺市 環境局 環境事業部 環境事業管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

(TEL) 072-228-7478（直通）

(FAX) 072-229-4454

(URL) <http://www.city.sakai.lg.jp/>

(E-mail) kankan@city.sakai.lg.jp

堺市配架資料番号

1-13-24-0172